



契 約 書

役務の名称 学校ネットワークセキュリティソフトウェアライセンス

上記の役務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、
（以下「受託者」という。）は、次のとおり契約を締結
する。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約金額 | 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円) |
| 2 履行期間 | 契約締結日から
令和 6 年 9 月 27 日まで |
| 3 契約保証金 | 「免除」又は「金 円」 |
| 4 その他の事項 | 別紙条項のとおり |

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を
保有する。

令和 6 年 月 日

委託者 札 幌 市
代 表 者 市長 秋元 克広

受託者 住所
 会社名
 役職・氏名

注) 印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とするライセンス調達契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

2 受託者は、ライセンスをこの契約の引渡し期限までに委託者の指定場所まで引渡しするものとし、委託者はその契約金額（分割払のときは、当該分割金額。）を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この約款に定める承諾、通知、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

(契約保証金)

第2条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(引渡し費用の負担等)

第4条 受託者は、仕様書等に別に定めがある場合を除き、この契約に基づくライセンスの引渡しに必要な費用について負担する。

(検査及び引き渡し)

第5条 受託者は、引渡しに際し、その旨を書面をもって委託者に通知しなければならない。

2 受託者は、ライセンスを引渡しするときは、仕様書等にてあらかじめ指定された場合を除き、一括して引渡ししなければならない。ただし、仕様書等にてあらかじめ指定されていない場合であっても、ライセンスの性質上可分であるものについて委託者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して引渡しすることができる。

3 委託者は、第1項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に受託者の立会のもとに検査を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

4 委託者は、受託者が第3項の検査に立ち会わないときは、検査の結果について、受託者の異議の申立てを認めないものとする。

5 委託者は、検査の合格をもって、受託者からの当該ライセンスの引渡しを終えたものとする。

6 受託者は、第3項の検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前各項の規定を準

用する。

(危険負担)

第6条 前条第5項（同条第6項で準用する場合を含む。）の引渡しの前に、当該ライセンス及びこれに係る証書類の亡失、き損等は、すべて受託者の負担とする。

(契約金額の支払)

第7条 受託者は、第5条第5項（同条第6項で準用する場合を含む。）の引渡しを終えたときは、書面をもって契約金額の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内（以下「約定期間」という。）に前項の契約金額を支払わなければならない。

3 委託者がその責に帰すべき事由により第5条第3項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から第5条第3項の検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

第8条 委託者は、ライセンスの引渡し後、当該ライセンスに種類、品質又は数量に関して仕様書の内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、受託者に対し、ライセンスの代品との取替え又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受託者は、委託者が請求した方法と異なる方法により、ライセンスの代品との取替え又は不足分の引渡しによる履行の追完をすることができない。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に追完がないときは、委託者は、契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、履行の追完の催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不可能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) ライセンスの性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行の追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

4 前各項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償の請求及び契約解除の行使を妨げるものではない。

(契約不適合の担保期間)

第9条 委託者は、契約不適合（数量を除く。以下この条において同じ。）を知ったときから1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、当該契約不適合を理由とした履行の追完請求、損害賠償及び契約金額の減額の請求並びに契約の解除をすることができない。

ただし、受託者がライセンスの引渡し時に当該契約不適合を知り、又は重大な過失によ

り知らなかったときは、この限りでない。

(履行遅延の場合における違約金等)

第10条 受託者の責に帰する事由により履行期間内に当該ライセンスを引渡すことができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間の翌日から第5条第3項の検査（第5条第6項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、第4条第5項の検査に要した日数を除くものとする。

3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。

4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内にライセンスの引渡しができないときは、直ちに理由を明記した書面により委託者に対して履行期間の延長を履行期間の到来前に申し出なければならない。

5 委託者は、受託者が前項以外の事由により履行期間内に履行できないときは、受託者に対して履行遅延の事由及び履行可能な期間等を明記した書面の提出を求めることができる。

6 委託者の責に帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

第11条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。

(2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約の解除等)

第12条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (2) 契約期間内に履行の見込みがないと認められるに至ったとき。
- (3) 第8条第1項及び第2項に定める追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。

2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) ライセンスを引渡しすることができないとき。
- (2) ライセンスの引渡しを拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) ライセンスの一部の引渡しができないとき又はライセンスの一部の引渡しを拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (4) ライセンスの性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (5) 第3条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (6) 契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
- (7) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認め

られるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。

チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 前項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、受託者は、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。

(契約が解除された場合等の賠償金)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、契約金額の100分の10に相当する金額を（委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）賠償金として請求することができる。

(1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第2条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

(委託者に対する損害賠償)

第14条 受託者は、この契約の履行に当たり、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、前条の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

(契約保証金の返還)

第15条 委託者は、受託者が履行期間中の全てのライセンスの引渡しを完了し、第5条第3項の検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(裁判管轄)

第16条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(その他)

第17条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。